

平成 30 年 5 月 25 日
日本風力開発株式会社

「(仮称) 車力風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の縦覧について

当社は、環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき「(仮称) 車力風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」）を作成し、同法第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき当該配慮書及びこれを要約した書類を公表します。

つきましては、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号）」第 13 条の規定に基づき、本日 5 月 25 日より関係自治体庁舎において、配慮書及び要約書の縦覧を行います。

1. 配慮書等の縦覧

(1) 縦覧場所 つがる市役所 本庁舎（企画調整課）及び車力出張所
五所川原市役所 本庁舎（環境対策課）、市浦総合支所及び金木総合支所
中泊町役場本庁舎（総合戦略課）

(2) 縦覧期間 平成 30 年 5 月 25 日（金）～平成 30 年 6 月 25 日（月）
（土曜・日曜・国民の祝日を除く開庁時）

※当ウェブページにて配慮書及び要約書を平成 30 年 5 月 25 日から平成 30 年 6 月 25 日まで閲覧することができます。

2. 意見募集

配慮書及び要約書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面にてご意見を提出してください。

(1) 意見書提出に必要な事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・配慮書及び要約書について環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 提出方法及び期限

- ・縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函（平成 30 年 6 月 25 日（月）まで）
- ・事業者へ郵送（平成 30 年 6 月 25 日（月）消印有効）

〒105 - 0003 東京都港区西新橋一丁目 4 番 14 号 物産ビル
日本風力開発株式会社 宛

【問い合わせ先】 日本風力開発株式会社 [担当] 東間

電話 03-3519-7481（平日午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

以上